

総社市告示第21号

総社市中小企業保証融資要綱（平成17年総社市告示第89号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（融資条件） 第6条 融資の条件は、次に掲げるところによる。 （1）融資額 1 中小企業<u>1,000万円</u>以内（次条第3項の特別小口資金にあっては300万円以内） （2）融資期間 <u>10年</u>以内（据置期間1年を含む。） （3）～（6）略</p>	<p>（融資条件） 第6条 融資の条件は、次に掲げるところによる。 （1）融資額 1 中小企業<u>700万円</u>以内（次条第3項の特別小口資金にあっては300万円以内） （2）融資期間 <u>7年</u>以内（据置期間1年を含む。） （3）～（6）略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。